

山口県報

平成 27 年
7月28日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 保安林予定森林 (森林整備課)……………三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (二件) (砂防課)……………三
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)……………五
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)……………七
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)……………七
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)……………九



山口県告示第二百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年七月二十八日から同年八月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 予月 日 定	工事完成 予月 日 定	使用開始 予月 日 定	使用時間 隔間 時日の使用 間 季節的変 動の概要
イ七の四一	一〇・四 (m ³ /日)	平成二七、 八、一八	平成二七、 八、一八	平成二七、 八、一八	連 続 二四時間 変動なし
〃	(t/日) 六〇	〃	〃	〃	〃

備考 「イ七の四一」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表 第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第百三十三号) 第七條第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。

No. 3 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・六	七	七	通 常	通 常	四三、九〇〇・九四八、〇七二・七
〃	九・六	〃	最 大	最 大	一、三六九・二
二二・八	二・五	二・五	通 常	通 常	六、五六七・二
四四	五	四	最 大	最 大	〃
一四・八	四	二五	通 常	最 大	〃
〃	二五	〃	最 大	最 大	〃
一・五	二・五	二・五	通 常	通 常	〃
一二・六	一・一	一・一	最 大	最 大	〃
五三	四	〃	通 常	最 大	〃
〇・一五	〇・〇五	〇・〇五	最 大	最 大	〃
〇・三	〇・一	〇・一	通 常	通 常	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

好気性排水処理施設	種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後		
〃	〃	七・五	五	通 常	四、〇一五・五
八・七	六・三	六三・八	八二・九	最 大	四、四七九・五
〃	〃	七・七	一〇〇・九	通 常	〃
〃	〃	三三・五	二〇	最 大	〃
〃	〃	〇・五	一	通 常	〃
〃	〃	三五・六	八九・九	最 大	〃
〃	〃	八九・六	二二・四	通 常	〃
〃	〃	一・〇七	三・一九	最 大	〃
〃	〃	三・〇六	九・二	通 常	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

好気性排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	間使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	五	五〇	八三、四三二
七二の四一	七・五	七四・四	七五
〃	八・四	九七・六	一〇七

- 佐々並(56)、佐々並(57)、佐々並(58)、佐々並(59)、佐々並(60)、佐々並(61)、佐々並(62)、佐々並(63)、佐々並(64)、佐々並(65)、佐々並(66)、佐々並(67)、佐々並(68)、佐々並(69)、佐々並(70)、佐々並(71)、佐々並(72)、佐々並(73)、佐々並(74)、佐々並(75)、佐々並(76)、佐々並(77)、佐々並(78)、佐々並(79)、佐々並(80)、佐々並(81)、佐々並(82)、佐々並(83)、佐々並(84)、佐々並(85)、佐々並(86)、佐々並(87)、佐々並(88)、佐々並(89)、佐々並(90)、佐々並(91)、佐々並(92)、佐々並(93)、佐々並(94)、佐々並(95)、佐々並(96)、佐々並(97)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第三百十五号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称
小郡下郷(4)

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十七年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

- 川上(1)、川上(2)、川上(3)、川上(4)、川上(5)、川上(6)、川上(7)、川上(8)、川上(9)、川上(10)、川上(11)、川上(12)、川上(13)、川上(14)、川上(15)、川上(16)、川上(17)、川上(18)、川上(19)、川上(20)、川上(21)、川上(22)、川上(23)、川上(24)、川上(25)、川上(26)、川上(27)、川上(28)、川上(29)、川上(30)、川上(31)、川上(32)、川上(33)、川上(34)、川上(35)、川上(36)、川上(37)、川上(38)、川上(39)、川上(40)、川上(41)、川上(42)、川上(43)、川上(44)、川上(45)、川上(46)、川上(47)、川上(48)、川上(49)、川上(50)、川上(51)、川上(52)、川上(53)、川上(54)、川上(55)、川上(56)、川上(57)、川上(58)、川上(59)、川上(60)、川上(61)、川上(62)、川上(63)、川上(64)、川上(65)、川上(66)、川上(67)、川上(68)、川上(69)、川上(70)、川上(71)、川上(72)、川上(73)、川上(74)、川上(75)、川上(76)、川上(77)、川上(78)、川上(79)、川上(80)、川上(81)、川上(82)、川上(83)、川上(84)、川上(85)、川上(86)、川上(87)、川上(88)、川上(89)、川上(90)、川上(91)、川上(92)、川上(93)、川上(94)、川上(95)、川上(96)、川上(97)、川上(98)、川上(99)、川上(100)、川上(101)、川上(102)、川上(103)、川上(104)、川上(105)、川上(106)、川上(107)、川上(108)、川上(109)、川上(110)、川上(111)、川上(112)、川上(113)、明木(1)、明木(2)、明木(3)、明木(4)、明木(5)、明木(6)、明木(7)、明木(8)、明木(9)、明木(10)、明木(11)、明木(12)、明木(13)、明木(14)、明木(15)、明木(16)、明木(17)、明木(18)、明木(19)、明木(20)、明木(21)、明木(22)、明木(23)、明木(24)、明木(25)、明木(26)、明木(27)、明木(28)、明木(29)、明木(30)、明木(31)、明木(32)、明木(33)、明木(34)、明木(35)、明木(36)、明木(37)、明木(38)、明木(39)、明木(40)、明木(41)、明木(42)、明木(43)、明木(44)、明木(45)、明木(46)、明木(47)、明木(48)、明木(49)、明木(50)、明木(51)、明木(52)、明木(53)、明木(54)、明木(55)、明木(56)、明木(57)、明木(58)、明木(59)、明木(60)、明木(61)、明木(62)、明木(63)、明木(64)、明木(65)、明木(66)、明木(67)、明木(68)、明木(69)、明木(70)、明木(71)、明木(72)、明木(73)、明木(74)、明木(75)、明木(76)、明木(77)、明木(78)、明木(79)、明木(80)、明木(81)、明木(82)、明

- 木(一)39、明木(一)40、明木(一)41、明木(一)42、明木(一)43、明木(一)44、明木(一)45、明木(一)46、明木(一)47、明木(一)48、明木(一)49、明木(一)50、明木(一)51、明木(一)52、明木(一)53、明木(一)54、明木(一)55、明木(一)56、明木(一)57、明木(一)58、明木(一)59、明木(一)60、明木(一)61、明木(一)62、明木(一)63、明木(一)64、明木(一)65、明木(一)66、明木(一)67、明木(一)68、明木(一)69、明木(一)70、明木(一)71、明木(一)72、明木(一)73、明木(一)74、明木(一)75、明木(一)76、明木(一)77、明木(一)78、明木(一)79、明木(一)80、明木(一)81、明木(一)82、明木(一)83、明木(一)84、明木(一)85、明木(一)86、明木(一)87、明木(一)88、明木(一)89、明木(一)90、明木(一)91、明木(一)92、明木(一)93、明木(一)94、明木(一)95、明木(一)96、明木(一)97、明木(一)98、明木(一)99、明木(一)100、明木(一)101、明木(一)102、明木(一)103、明木(一)104、明木(一)105、明木(一)106、明木(一)107、明木(一)108、明木(一)109、明木(一)110、明木(一)111、明木(一)112

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。()

一 区域の名称

- 川上(一)1、川上(一)2、川上(一)3、川上(一)4、川上(一)5、川上(一)7、川上(一)8、川上(一)9、川上(一)10、川上(一)11、川上(一)12、川上(一)13、川上(一)14、川上(一)15、川上(一)16、川上(一)18、川上(一)19、川上(一)20、川上(一)21、川上(一)22、川上(一)23、川上(一)24、川上(一)25、川上(一)26、川上(一)28、川上(一)29、川上(一)30、川上(一)32、川上(一)33、川上(一)34、川上(一)36、川上(一)37、川上(一)38、川上(一)39、川上(一)40、川上(一)42、川上(一)43、川上(一)44、川上(一)45、川上(一)46、川上(一)47、川上(一)48、川上(一)49、川上(一)50、川上(一)51、川上(一)52、川上(一)54、川上(一)55、川上(一)56、川上(一)57、川上(一)58、川上(一)59、川上(一)60、川上(一)61、川上(一)62、川上(一)63、川上(一)64、川上(一)65、川上(一)66、川上(一)67、川上(一)68、川上(一)69、川上(一)70、川上(一)71、川上(一)72、川上(一)73、川上(一)74、川上(一)75、川上(一)76、川上(一)78、川上(一)79、川上(一)80、川上(一)81、川上(一)82、川上(一)83、川上(一)84、川上(一)85、川上(一)86、川上(一)87、川上(一)88、川上(一)89、川上(一)90、川上(一)91、川上(一)92、川上(一)93、川上(一)94、川上(一)95、川上(一)96、川上(一)97、川上(一)98、川上(一)99、川上(一)100、川上(一)101、川上(一)102、川上(一)103、川上(一)104、川上(一)105、川上(一)106、川上(一)108、川上(一)109、川上(一)110、川上(一)111、川上(一)112、川上(一)113、川上(一)114、川上(一)115、川上(一)116、明木(一)1、明木(一)2、明木(一)3、明木(一)4、明木(一)5、明木(一)6、明木(一)7、明木(一)8、明木(一)9、明木(一)10、明木(一)11、明木(一)12、明木(一)13、明木(一)14、明木(一)15、明木(一)16、明木(一)17、明木(一)18、明木(一)19、明木(一)20、明木(一)21、明木(一)22、明木(一)23、明木(一)24、明木(一)25、明木(一)26、明木(一)27、明木(一)28、明木(一)29、明木(一)30、明木(一)31、明木(一)32、明木(一)33、明木(一)34、明木(一)36、明木(一)37、明木(一)38、明木(一)39、明木(一)40、明木(一)41、明木(一)42、明木(一)43、明木(一)44、明木(一)45、明木(一)46、明木(一)47、明木(一)48、明木(一)49、明木(一)50、明木(一)51、明木(一)52、明木(一)53、明木(一)54、明木(一)55、明木(一)56、明木(一)57、明木(一)58、明木(一)59、明木(一)60、明木(一)61、明木(一)62、明木(一)63、明木(一)64、明木(一)65、明木(一)66、明木(一)67、明木(一)68、明木(一)69、明木(一)70、明木(一)71、明木(一)72、明木(一)73、明木(一)74、明木(一)75、明木(一)76、明木(一)77、明木(一)78、明木(一)79、明木(一)80、明木(一)81、明木(一)82、明木(一)83、明木(一)84、明木(一)85、明木(一)86、明木(一)87、明木(一)88、明木(一)89、明木(一)90、明木(一)91、明木(一)92、明木(一)93、明木(一)94、明木(一)95、明木(一)96、明木(一)97、明木(一)98、明木(一)99、明木(一)100、明木(一)101、明木(一)102、明木(一)103、明木(一)104、明木(一)105、明木(一)106、明木(一)107、明木(一)108、明木(一)109、明木(一)110、明木(一)111、明木(一)112

- 佐々並(33)、佐々並(34)、佐々並(35)、佐々並(36)、佐々並(37)、佐々並(39)、佐々並(40)、佐々並(41)、佐々並(42)、佐々並(43)、佐々並(44)、佐々並(45)、佐々並(46)、佐々並(47)、佐々並(48)、佐々並(49)、佐々並(50)、佐々並(51)、佐々並(52)、佐々並(53)、佐々並(54)、佐々並(55)、佐々並(56)、佐々並(57)、佐々並(58)、佐々並(59)、佐々並(60)、佐々並(61)、佐々並(62)、佐々並(63)、佐々並(64)、佐々並(65)、佐々並(66)、佐々並(67)、佐々並(68)、佐々並(69)、佐々並(70)、佐々並(71)、佐々並(72)、佐々並(73)、佐々並(75)、佐々並(76)、佐々並(77)、佐々並(78)、佐々並(79)、佐々並(80)、佐々並(81)、佐々並(82)、佐々並(83)、佐々並(84)、佐々並(85)、佐々並(86)、佐々並(87)、佐々並(89)、佐々並(90)、佐々並(91)、佐々並(92)、佐々並(93)、佐々並(94)、佐々並(95)、佐々並(97)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

小郡下郷(4)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十七年九月十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年七月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県就労支援事業者機構

代表者の氏名 藤麻 功

主たる事務所の所在地 山口市中原町六番一六号

平成二十七年七月二十八日
発行

発行人

山口県知事